



第18回 病棟だからって、みんなに見えたら嫌です。 個室モニター事件

人権擁護委員会委員 市川 尚 (48期)

「貴院は…申立人が貴院に入院していた当時、申立人が入院していた病室内の映像を映し出したモニターについて、これを他の入院患者が視認できる状態にありました。貴院の行為は、申立人の人権を侵害するものであります。

その後、相応の改善がなされた模様ですが、当会は、事柄の重要性から、上記の旨指摘した上、貴院に対し、今後も入院患者等の人権に十分な配慮をした対応を行うよう、要望いたします。」

都内のA病院に、当会がこう「要望」したのが2018年5月9日だった。

申立人は、担当医の、衝動的な異常行動の防止のためには隔離処遇が妥当との判断により、A病院の隔離病棟内の監視カメラ付き病室に医療保護入院となった。

同室内はトイレを含むほぼ全体が常時カメラで撮影されており、その映像（動画）はナースステーション内のモニターに映し出され、ここが問題なのだが、医療関係者以外の者、たとえば一定の範囲の他の入院患者からも——ステーションの窓越しではあるが——見えるようになっていた。

これは、重大な人権侵害だというのが申立人の主張であった。

たしかに、居室内の動静、姿態を他人に見られることなく私生活を送る権利は憲法13条が保障する人格権といえる。

ただ、病院側にも、言い分があった。すなわち、患者の自殺などの事故を未然に防ぐため、病院としては、その挙動をよく観察、把握しておく必要がある。しかるに、巡回・目視だけでは限界があり、監視カメラによる常時撮影こそ有効だ。さらに、病院は決して隠

し撮りをしているわけではない、むしろ、入院時には監視カメラがあることを家族に説明していた…。

しかし、撮影に一定の必要性が認められるとしても、また、室内をくまなく撮影するのが合理的だとしても、モニター画像が医療関係者以外の第三者に見られる常況にあったことは大問題であり、そのようなモニターに申出人の一举手一投足を映し出す画像撮影は、手段・方法の相当性を欠いた人権侵害と言わざるを得ない。

これが当会人権擁護委員会の結論であった。

もっとも、A病院では、申立人の苦情を受け、モニター画面の一部に紙を貼ったり、ナースステーションの窓に特殊フィルムを施すなどして、医療関係者以外がモニターを見られないよう、改善を果たしたとのこと（つまり、手段・方法の相当性の問題は、クリアしようと思えばクリアできたのであり、それを求めることは決してA病院に無理難題を強いることでなかった）。

事後的とはいえ、このような改善にも着目し、当会は、本件については、人権擁護委員会事件処理細則上の「事件の処理」として、警告ないし勧告相当とはせず、頭書のとおり「要望」をするに止めた。

最近でも、拘置所で被収容者が監視カメラ付き居室に収容されていた件に関して当会が警告を発した例があるが、刑事施設のみならず、病棟など、とかく監視の必要性が強調される閉鎖空間では、監視カメラによる動静監視などもある程度やむを得ない…といった空気感から漫然と施設管理が続けられており、その問題性に私たちの「気付き」が及ばないことも多い。

本件申立は、A病院だけでない、そういった無自覚的に感覚が鈍磨してしまっている社会の現状にも反省を迫るものであったといえよう。